

II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(3) 公共交通配送実施支援事業

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により需要が落ち込んでいるタクシー業界への支援と、テイクアウトを行う飲食店の配送に対応するため、国がタクシー事業者に対し、飲食配送の受託を特例として承認したことを受け、特例期間中に飲食配送の許可を受けたタクシー事業者に対し助成します。</p> <p>【助成額】 1社当たり10万円</p>
対象者	<p>・津山市内に事業所・営業所を有し、有償貨物運送の特例の許可を受けているタクシー事業者</p>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 企業概要書 ・ 配送事業に係る有償運送許可証の写し ・ 飲食店等との契約書の写し ・ 暴力団等排除に関する誓約書
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市産業文化部商業・交通政策課 津山市山北520（津山市役所東庁舎2階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>申請期間：令和2年5月15日～令和2年7月31日</p>
問い合わせ先	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課 （電話）0868-32-2075</p>
備考	